

福岡県エネルギー政策推進本部設置要綱

(目的)

第1条 本県におけるエネルギーに関する施策を全庁的に推進するため、福岡県エネルギー政策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) エネルギー政策研究会の提言・意見を踏まえたエネルギー施策の進捗管理に関すること。
- (2) 多様なエネルギーの普及促進に関すること。
- (3) その他エネルギー情勢の変化に対応した施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事とし、本部を総括し、代表する。
- 3 副本部長は副知事とし、本部長を補佐する。本部長に事故あるとき又は不在のときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ、構成員以外の者に対し、出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月12日から施行する。

別表（福岡県エネルギー政策推進本部構成員）

構成	職名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	企画・地域振興部長
	人づくり・県民生活部長
	保健医療介護部長
	福祉労働部長
	環境部長
	商工部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	建築都市部長
	企業管理者
	教育長
	警察本部長